

## 介護職員等特定処遇改善加算

総合福祉ホーム 芙蓉園では令和元（2019）年10月より「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得しております。

「介護職員等特定処遇改善加算」の算定要件として、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- B 職場環境等要件に関して「資質の向上」「労働環境/処遇の改善」「その他」の区分で個々に1つ以上取り組みを行っていること
- C 取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

### <職場環境等要件>

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に記載いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> <li>②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資格取得支援制度を導入し、初任者研修、実務者研修受講料、介護福祉士受験料やその他研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。</li> <li>②独自の業績考課表、期待行動評価票の中に能力開発目標を取り入れた人事考課制度を行い昇格、給与などに反映をしている。</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li> <li>②ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①教育専門常勤職員を2名配置、現場では新人チューター制度を導入している。</li> <li>②介護記録は介護ソフトを導入。場所を選ばず記録が可能なIpadを導入している。デイサービスにてインカムを導入している。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>②非正規職員から正規職員への転換</li> <li>③職員の増員による業務負担の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京都福祉ナビゲーションに掲載、</li> <li>② 正規職員への転換を希望するパートタイマー労働者については適性と希望職種の人員状況等の要件を満たす場合、正規職員として雇用形態を変更して採用する。</li> <li>③ 積極的な職員の採用を行い、補助業務を切り分けてパートタイマー職員を採用するなど、業務の効率化を図り、国の配置基準以上の職員配置を行っている。</li> </ul>